



唐梅館絵巻(平成25年10月6日)

いちのせき

法人ニュース

第45号

主な内容

- 平成25年度 第30回法人会全国大会青森大会 … 2
- 平成26年度税制改正への法人会提言 … 3~4
- まちのひろば …………… 5
- 税のひろば …………… 6~7
- 法人会だより …………… 8~10



公益社団法人一関地区法人会

〒021-0867 一関市駅前1番地

TEL 0191-23-4243

FAX 0191-23-4330

<http://www.ichinoseki-hoj.jp/>

発行人/及川弘人

印刷所/トーバン印刷(株)

第30回 法人会全国大会「青森大会」開催

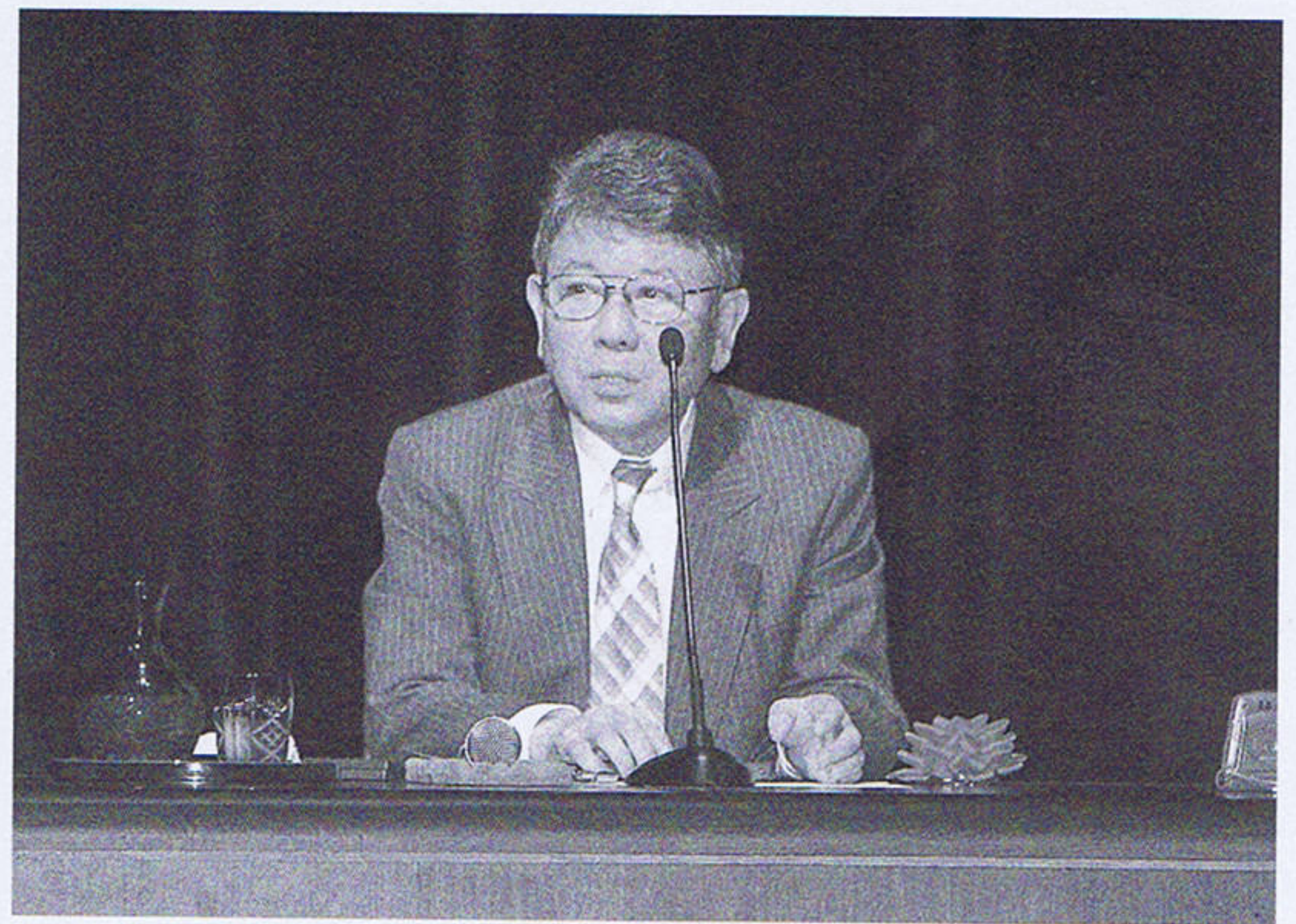


平成25年10月3日
 (木)、青森市のリンクス
 テーションホール青森
 で、全国の法人会会員
 約1900名が参加し
 て第30回法人会全国大
 会青森大会が開催され
 ました。

初めに全法連池田会
 長が挨拶。平成26年度
 税制改正要望事項の提
 言が発表されました。
 これを全国90万社の創
 意として地元法人会に
 持ち帰り、各自治体首
 長に要望書を提出しま
 す。

大会に先立ち記念講
 演として、(株)東レ経営
 研究所特別顧問佐々木
 恒夫氏が「これからの
 時代の経営とリーダー
 シップ」と題して講演
 しました。

当会より及川会長、
 阿部専務理事、富川事
 務局長が参加しまし
 た。



(株)東レ経営研究所 佐々木常夫氏



及川会長・阿部専務理事

平成26年度 税制改正に関するスローガン

〔総論〕

まさに今。国・地方とも聖域なき行財政改革の断行を！

持続可能な社会保障制度を確立し、国民の将来不安の払拭を！

中小企業の重要性を認識し、経済活性化に資する税制措置の拡充を！

〔所得税〕
 所得税は広く薄く負担を求め、努力した人が報われる税制の構築を！

〔法人税〕
 法人実効税率は、欧州・アジア主要国並みの20%台に引き下げを！

〔事業承継税制〕
 本格的な事業承継税制を確立し地域経済を支える中小企業に配慮を！

〔消費税〕
 消費税引き上げに際しては、景気に配慮するほか行財政改革の徹底を！

〔地方税関係〕
 国と地方の役割分担を見直し、地方の自立・自助の推進を！

〔震災復興〕
 被災地の復興を図るため、税制上の対応を含めて実効性のある措置を！

平成26年度 税制改正への法人会提言

法人会はこのほど、来年度の税制改正に向けた提言をまとめました。有史以来60年近くに亘り、毎年提言をまとめ、政府や関係省庁に実現を求めて要望運動を続けていきます。提言(要約)は次のとおり。

I 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

1. 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

○わが国の社会保障制度は「中福祉」「低負担」であり、今後の社会保障給付は高齢化社会の急進展で急速な増大が見込まれている。その財源を公費負担に頼ることになれば、いくら増税しても追い付かない。

○いかに給付を「重点化・効率化」によつて抑制し、同時にどう公費以外の公平で適正な負担を確保していくかが極めて重要である。

(1) 年金については、「支給開始年齢の引き上げ」「高所得者の年金給付の削減」「マクロ経済スライドのデフレ対応」等、抜本的な施策を実施すべきである。

(2) 医療については、成長分野と位置付けて大胆な規制改革を行う必要がある。また、急増が見込まれる給付については、診療報酬(本体)体系、高齢者の窓口負担を見直すとともに、後発医薬品(ジェネリック)の使用促進を強化する

など思い切った抑制を図る。

(3) 介護保険については、真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付のあり方を見直すべきである。

(4) 生活保護については、国民の不公平感や不信感が高まっていることから、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など適正な運用が不可欠である。また、生活保護受給者の自立を高めるための雇用支援も重要である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的と考える。

(6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

2. 消費税率引き上げに伴う対応措置

○消費税率の引き上げに当たっては、景気に十分配慮するだけでなく、円滑な価格転嫁など混乱を防止する環境整備が極めて重要である。

(1) 価格決定プロセスにおいて立場の弱い中小企業が適正に価格転嫁

できるよう、転嫁対策特別措置法以外にも実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から、当面(税率10%程度までは)は単一税率が望ましい。

また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。

(3) 低所得者対策として実施が見込まれている「簡素な給付措置」については、給付の対象や方法を十分考慮し、ばらまき政策とならないよう強く求める。

3. 財政健全化に向けて

(1) 財政健全化目標の達成は増税や税の自然増収のみに頼るのではなく、聖域なき歳出削減が不可欠。そのためには各歳出分野別に削減目標を定め、その達成に向けた具体的方策と工程表を示すなど強固な財政規律が必要である。

(2) 消費税率の引き上げに当たっては経済への負荷を和らげる財政措置も必要になるが、それが財政健全化を阻害しないよう十分注意すべきである。

(3) 国債の信認は金融資本市場に多大な影響を与え、成長をも左右すると考える。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

4. 行政改革の徹底

○消費税率引き上げは社会保障の安定財源確保と財政健全化の観点から重要だが、国民に痛みを求めるところに変わりはない。また、行政改革の徹底は消費税率引き上げの前提ともなっている。

○「まず隗より始めよ」の精神に基づき地方を含めた政府、議会が自ら身を削るのは当然である。

5. 今後の税制改革のあり方

○社会保障と税の一体改革では消費税率の引き上げのほか、所得税では最高税率の引き上げ、資産税については相続税の最高税率の引き上げと基礎控除の引き下げが行われた。しかし、最高税率引き上げなどには消費税率引き上げに対する反発を緩和する側面が指摘されるなど、税制抜本改革と位置付けた割には体系的議論を欠いた印象が強い。

○今後の税制改革に当たっては①国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性②経済の持続的成長と雇用の創出③少子高齢化や人口減少社会の急進展④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化一などにどう対応するかという視点を踏まえ、法人税や所得税などを抜本的に見直ししていくことが重要である。

6. 共通番号制度について

○マイナンバーの運用に当たっては国民の利便性を高めるとともに、制度内容を国民に周知し、定着に向けて取り組んでいくことが必要である。

○また、個人情報保護の徹底に努め、制度の適切な運用を担保する措置を講じるとともに、コスト意識をもつことを強く指摘する。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人税率の引き下げ

○法人実効税率は平成23年度税制改正により5%引き下げられたが、アジア、欧州各国では近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われ、税率格差は依然として解消しない。

○こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が促進され、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきである。

- (1) 法人実効税率20%台の実現
- (2) 中小企業の軽減税率の15%本則化と適用所得金額の引き上げ

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小企業の活性化に資する税制措置の本則化等
「中小企業投資促進税制」と「少

額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」措置は本則化するとともに、成長戦略の一環として以下の通り制度の拡充を求める。

- ① 中小企業投資促進税制の拡充
 - ・ 特別償却率および税額控除率の大幅引き上げ
 - ・ 対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める
 - ・ 税額控除適用の対象企業を「資本金1億円以下」に引き上げ

- ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、損金算入の上限(合計300万円)を撤廃する。

(2) 交際費課税の見直し
平成25年度税制改正において拡充された交際費課税の特例の適用期限(平成25年度末)の延長を求める。また、資本金規模に関わらず全ての企業を対象とすべきである。

- (3) 役員給与の損金算入の拡充

- ① 役員給与は原則損金算入
- ② 同族会社も利益連動給与の損金算入を認める

3. 事業承継税制の拡充

○わが国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなるとは、日本経済に大きな損失を与えるものである。

○平成25年度税制改正において、納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化が図られるなど大幅な見直しが行われたことは評価できるものの、中小企業が円滑な事業承継を行うにはまだ不十分である。

- (1) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
- ① 株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げ

- ② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除するよう見直す
- ③ 対象会社を拡大する

(2) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

III 国と地方のあり方

○地方分権は、地方が国依存から脱却し、自立・自助の体質を構築することが何より重要である。にもかかわらず、地方の公務員給与や議員報酬は高止まりしたままであり、地方自ら身を削る行革努力が極めて不足しているといえる。

○地方が行革や地方交付税改革、適正な課税自主権の発揮などを通じて責任を自覚することが極めて重要になる。

- (1) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。
- (2) 行財政改革を行うために、例え

ば「事業仕分け」のようなわかりやすい手法を広く導入すべきである。

- (3) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数が是正されつつあるものの、手当てなどを含めると依然としてその水準は高く、適正水準への是正が必要である。それには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すべきである。
- (4) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、高すぎる議員報酬の一層の削減を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制導入などの流れを加速させるべきである。
- (5) 身近な行政サービスをを行う地方には安定的財源が必要であり、景気による変動や地域による税収偏在の大きい税制は望ましくない。現在の地方法人二税に大きく依存している状況には問題があり、見直しを検討することが必要である。

IV 震災復興

○被災地の復興については、一定の対応措置が講じられたものの、いまだ不十分である。予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、さらなる税制上の対応等、実効性のある措置を講じるよう求める。

川崎町

創始一五〇周年の
布佐神楽

川崎支部 高橋弘子

川崎地域唯一の郷土芸能である川崎町門崎に伝わる布佐神楽は平成二十五年四月五日に岩手県指定無形民俗文化財に認定されました。

布佐神楽は、江戸時代末期の1863(文久三)年に相川村(現在の市内舞川)から伝授したのを創始とし、平成二十五年で一五〇周年の節目を迎えました。時代の流れと共にさまざまな神楽の要素を取り入れながら、大正時代までに現在の芸風の基礎が培われてきました。他の多くの南部神楽団体が後継者不足や芸風の変化、演目数の減少、舞型のくずれや踏み足の省略などがあつた中で、布佐神楽は多数の演目を保持し、特徴的な舞型や踏み足が古い形態を省略・改変することなく継承してきています。しかし、第二次世界大戦後は後継者難に陥り、衰退の一途をたどつた時期もあり「布佐から神楽はなくせない」と昭和四十七年に布佐神楽保存会を組織して地域ぐるみで伝承活動に取り組んでいます。少子・高齢化で先行きが不安定なため集落の枠を越えて愛好者に伝えていきたい考えで、地域住民と一体となった取組を望んでいます。



が、平成二十五年四月一日に薄衣小学校と統合し、川崎小学校となりました。同校はこの伝統ある布佐神楽を受け継ぎ、開校後初めての運動会で五、六年生九十四人が「布佐神楽」に挑戦しました。この準備には、学校や保存会だけでなく地域住民みんなが協力し、当日は太鼓やかねの音に合わせた躍動感あふれる舞いをご披露し地域の人たちから大きな拍手が送られました。郷土の担い手である子供たちに地域を挙げて支え、応援する思いが強く感じられました。これから、郷土芸能の伝承と後継者育成が益々盛んになり二〇〇年、三〇〇年と続くよう期待します。

千厩町

第七回
せんまやひなまつり

千厩支部 千葉幸男

今回で第七回目を迎える「せんまやひなまつり」は、二月十一日(火)から三月三日(月)まで、千厩酒のくら交流施設と千厩商店街で開催されます。

メイン会場の千厩酒のくら交流施設では、明治から昭和にかけての豪華なひな壇飾りと蔵サポーターや地域の女性たちが、それぞれ趣向を凝らし、丁寧な針仕事で完成させたつるし雛が多数展示されています。商店街においても、商工会議所女性会会員や逸品の会会員が、競つて艶やかなひな飾りとつるし雛を展示し、店内に彩りを添えております。

また、商店街のひなまつり参加店を巡り、スタンプを集めると、抽選で一関温泉郷ペア宿泊券や地場産品が当たるイベントを企画しております。さらに、町内の飲食店では、ひなまつり開催期間限定の「ひな御膳」や「ひな弁当」が食べられます。

- ・ 開催期間 二月十一日(火)～三月三日(月)
- ・ 会場 千厩酒のくら交流施設(主屋)
- 千厩商店街(参加店)
- ・ 入場料 千厩酒のくら交流施設(主屋)内の見学は、入場料百円。
- 商店街参加店の見学は無料。



期間中は、様々なイベントが皆さんをお待ちしておりますので、ぜひご来場ください。



着任のごあいさつ

一関税務署長 夏井武彦

あけましておめでとうございます。
一関税務署長の夏井武彦でございます。

公益社団法人一関地区法人会
の及川会長様をはじめ役員・会
員の皆様には、すがすがしい新
年をお迎えのことと心からお喜
び申し上げます。

皆様には、日ごろから税務行
政に対しまして、深いご理解と
格別のご協力を賜っており、心
からお礼申し上げます。また、
e-Taxの利用拡大に関しま
しても、法人会の公益目標事業
に掲げて取り組んでいただいて
いることに対しまして敬意を表
しますとともに重ねてお礼申し
上げます。

さて、皆様もご存じかも知れ
ませんが、「門松は冥土の旅の
一里塚」という、かの一休和尚
（二休さん）の言葉があります。
正確に言うと、「御用心、御用心。
門松は冥土の旅の一里塚、目出
度くもあり、目出度くもなし」と
続きます。

この言葉の意味は、おめでたい

お正月を迎えたのは非常に結構
なことではあるが、めでたいめで
たいと言って浮かれてばかりいて
はいけない。何も成し遂げない
うちに、年齢を重ねることにな
るといふことだそうす。

「一年の計は元旦にあり」、皆
様も「今年こそ……」と、計画を
立てられたことでしょう。皆様
がご自身の計画、目標を達成さ
れることを御祈念いたします。

わが一関税務署では平成
二十五年分の確定申告に向けて
準備を進めております。さらに、
四月からは消費税率の8%への
引き上げも決定しており、適正
な申告、納税に向けた改正内容
の広報・周知にも取り組んでお
ります。

公益社団法人一関地区法人会
におかれましては、e-Tax
の更なる普及拡大への取組をは
じめとした税務行政への変わり
ぬご支援を賜りますようお願い
申し上げますとともに、本年が
皆様にとって良き年となります
よう心からお祈り申し上げます。
頭のご挨拶いたします。

一関税務署からのお知らせ

① 所得税等確定申告書作成会場を開設します

◇期間…2月3日(月)～3月17日(月) (土曜、日曜、祝日を除く)

※確定申告書作成会場を開設している期間は、**一関税務署の庁舎内には、申告書の作成会場を開設しておりません**ので、ご注意ください。

◇受付時間…9時～16時

◇場所…岩手日報社一関ビル3階大ホール(一関税務署向かい)

※駐車場の台数に限りがありますので、公共交通機関等のご利用をお願いします。

◇会場にお越しの方へ

会場では、「手引き」や「パソコン」を利用して、ご自分で申告書などの書類を作成していただいております。

◇問い合わせ先…一関税務署 TEL 23-4205

※確定申告に関するご質問等は「確定申告電話相談センター」(音声案内で0番を選択)でお答えします。
(同相談センターには東北税理士会の会員税理士も従事しております。)

② パソコンで楽々申告書作成!! 「国税庁」で検索



マイペースで、
イータックス。

“申告書の作成は、国税庁ホームページにある
「確定申告書等作成コーナー」で作成できます!”

画面の案内に従って金額等を入力すれば、控除額や税額などが自動計算され、
所得税、消費税の申告書などが作成できます。

作成した申告書は、印刷して「書面」で申告できるほか、e-Taxを利用して電
子送信により提出することもできます。

*メリットは

- ・24時間利用可能なので⇒自宅に居ながら、空いている時間で申告書を楽々作成!
- ・データの保存が出来るので⇒手書きと違い、訂正も簡単。
書面作成の場合、住民基本台帳カード等の電子証明書は必要なし。⇒お手軽!

*更に「e-Tax」を利用して電子送信すると

- ・添付書類の提出省略(5年間の保存が必要)
 - ・還付金がスピーディー(3週間程度)
- 「e-Tax」を利用する場合は、電子証明書及びICカードリーダライタが必要です。
詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。www.e-tax.nta.go.jp

eLTAXとは

eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムで、[エルタックス]と読みます。

1. 利用できる手続き

法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の申告、申請・届出、納税の各手続き。
インターネットバンキングやATMから「Pay-easy(ペイジー)」を利用した電子納税も可能です。

2. eLTAXの特徴

- ① 申告書、申請書・届出書を持参、郵送することなく、自宅や事務所からインターネットで申告、申請・届出が可能です。
※申請書・届出書の添付書類については、スキャナ等で取り込んだ画像ファイル又はPDFファイルをeLTAX送信データに添付するか、別に郵送して提出願います。
- ② 複数の都道府県への申告、申請・届出が1回の操作で可能
- ③ 自動入力や自動計算など、申請書作成支援機能を搭載
- ④ 市販の税務・会計ソフトに対応

3. 利用できる方

岩手県に申告を行う納税者(税理士等代理人を含む。)

詳しくは、広域振興局へお問い合わせいただくか、次のホームページをご覧ください。

<http://www.eltax.jp/>

平成26年度申告相談が始まります

前年所得の申告内容が、平成26年度の市県民税を適正に課税するためのほか、国民健康保険税等の計算や所得証明書などの基礎資料にもなります。事前に必要な書類を準備して3月17日(月)までに申告をお願いいたします。

○申告受付開始

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| ◇一関・藤沢地域 2月7日(金)～ | ◇大東地域 2月5日(水)～ |
| ◇花泉・東山地域 2月12日(水)～ | ◇千厩・室根・川崎地域 2月13日(木)～ |

※お住まいの地区ごとに会場・指定日が異なります。

○主に次のような場合に市県民税の申告が必要となります。

- ・年末調整済みの給与の他に所得のある方
- ・医療費控除、寄付金控除などを受ける方
- ・公的年金収入400万円以下でも他に所得のある方、または各種控除を追加される方 etc.

○申告書の送付

市で申告が必要と思われる方については1月下旬ころに申告書を郵送いたします。申告が必要な方で郵送されない場合は、下記担当課にお問い合わせいただくか、申告会場へ直接来場してください。

○簡単便利な郵送申告

市県民税申告書は郵送でも受け付けます。3月4日(火)までに各種資料を添付の上、郵送してください。内容を確認する場合がありますので必ず電話番号の記入をお願いいたします。

添付書類の返送を希望する場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

申告要件や会場日程、必要書類など詳しくは、広報いちのせき「I-Style」1月15日号、または一関市ホームページをご覧ください。

一関市ホームページ>暮らしの情報>税金

<http://www.city.ichinoseki.iwate.jp>

問い合わせ先

一関市役所 本庁税務課市民税係 TEL 0191-21-2111 内線8244～8247

法人会だより

「税を考える週間」特別講演会

平成二十五年十一月二十一日(木)、ベリーノホテル一関において開催しました。

講師に元NHKアナウンサーの宮田修氏を迎え、「ここを楽にする生き方」と題して、宮司を務める千葉熊野神社で自身の経験から学んだ日本人の伝統的な価値観や人生観などを講演いただきました。

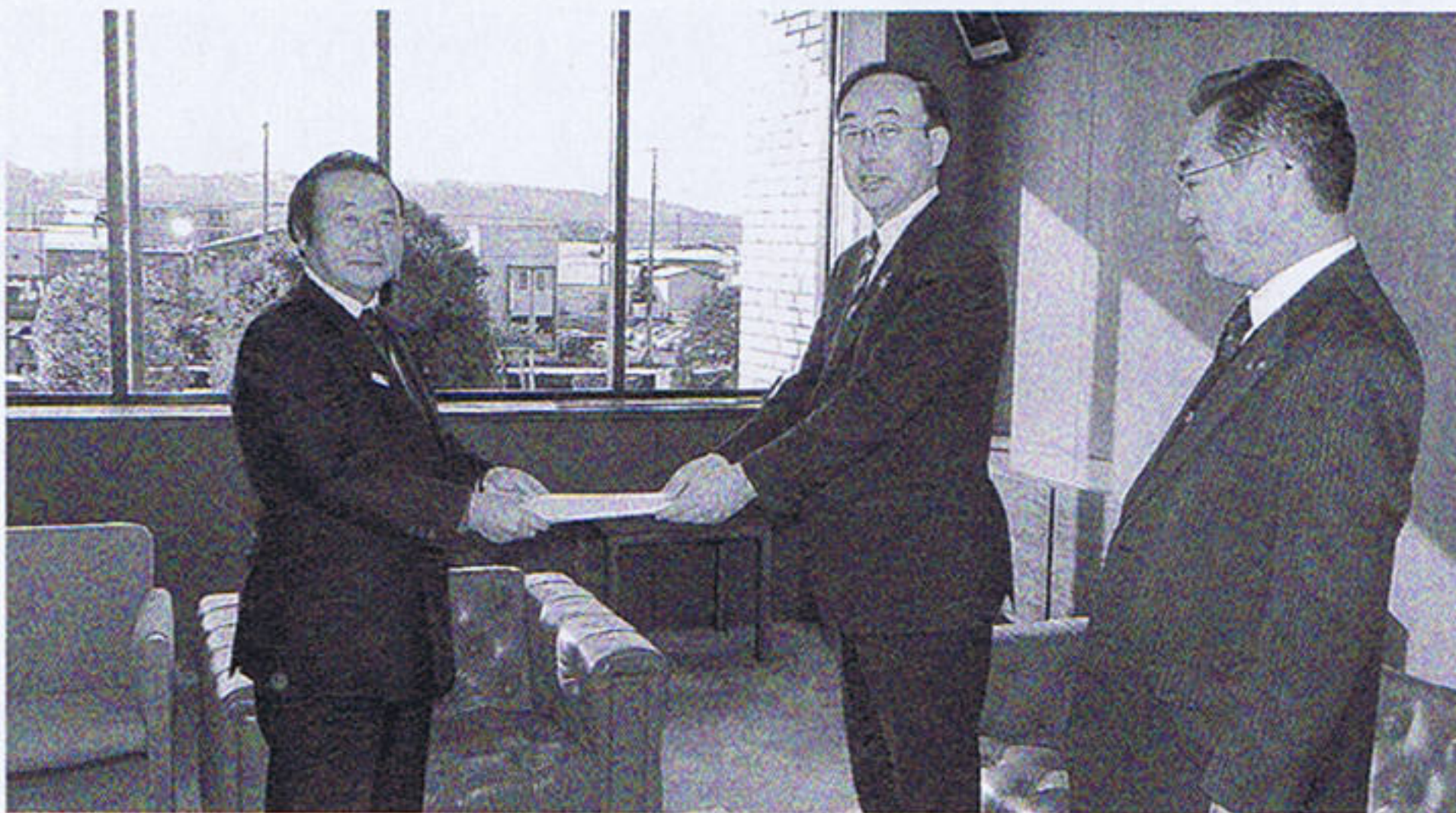


要望書提出 平成二十六年 税制改正に関する提言を提出

及川会長と阿部専務理事は十二月十七日(火)、一関市役所に勝部修市長並びに千葉大作一関市議会議長を訪ねて、全国法人会総連合が取りまとめた「平成二十六年 税制改正に関する提言」を提出し、来年度の税制改正についてその実現を要望しました。



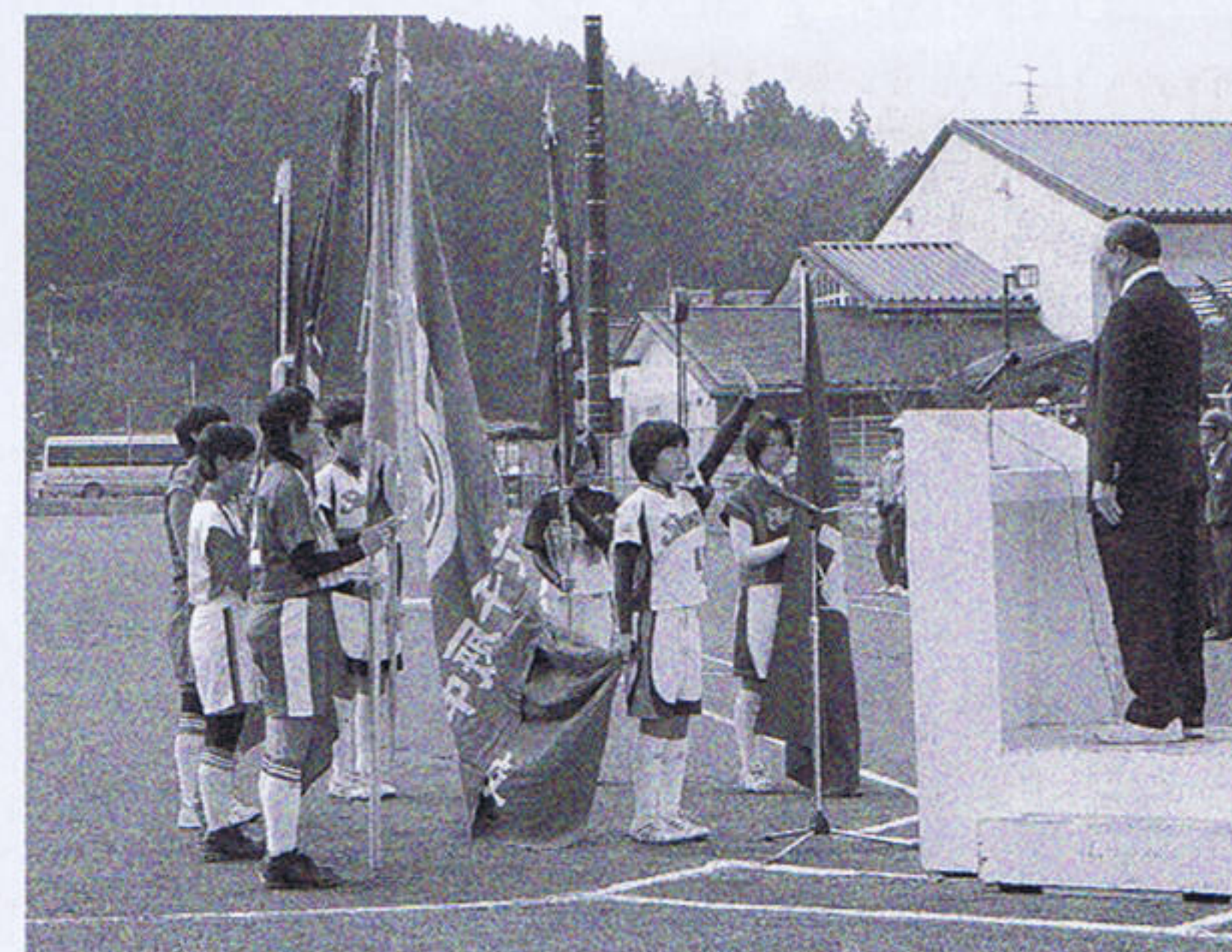
勝部修市長へ



千葉大作市議会議長へ

一関地区法人会会長杯ソフトボール大会

平成二十五年十一月二日(土)〜三日(日)、川崎町川崎運動広場において、一関地区法人会会長杯第一回東北中学校新人ソフトボール大会を開催しました。始球式は真柄副会長・佐藤幸三副会長が務めました。



納税表彰おめでとうございます

平成25年度納税表彰の一関税務署長表彰式が「税を考える週間」中の11月11日(月)にホテルサンルート一関にて行われました。

当会の活動を通じて多年にわたり率先して正しい税知識の普及と納税道義の高揚に尽力されたとして次の皆さまが受彰の栄誉に輝きました。

☆一関税務署長表彰

- 理事 真柄 宏 一氏
(有真柄油脂店)
- 理事 岩 渕 吉 郎氏
(一関糧運株)
- 理事 細 川 慎 一氏
(株一関ケーブルネットワーク)

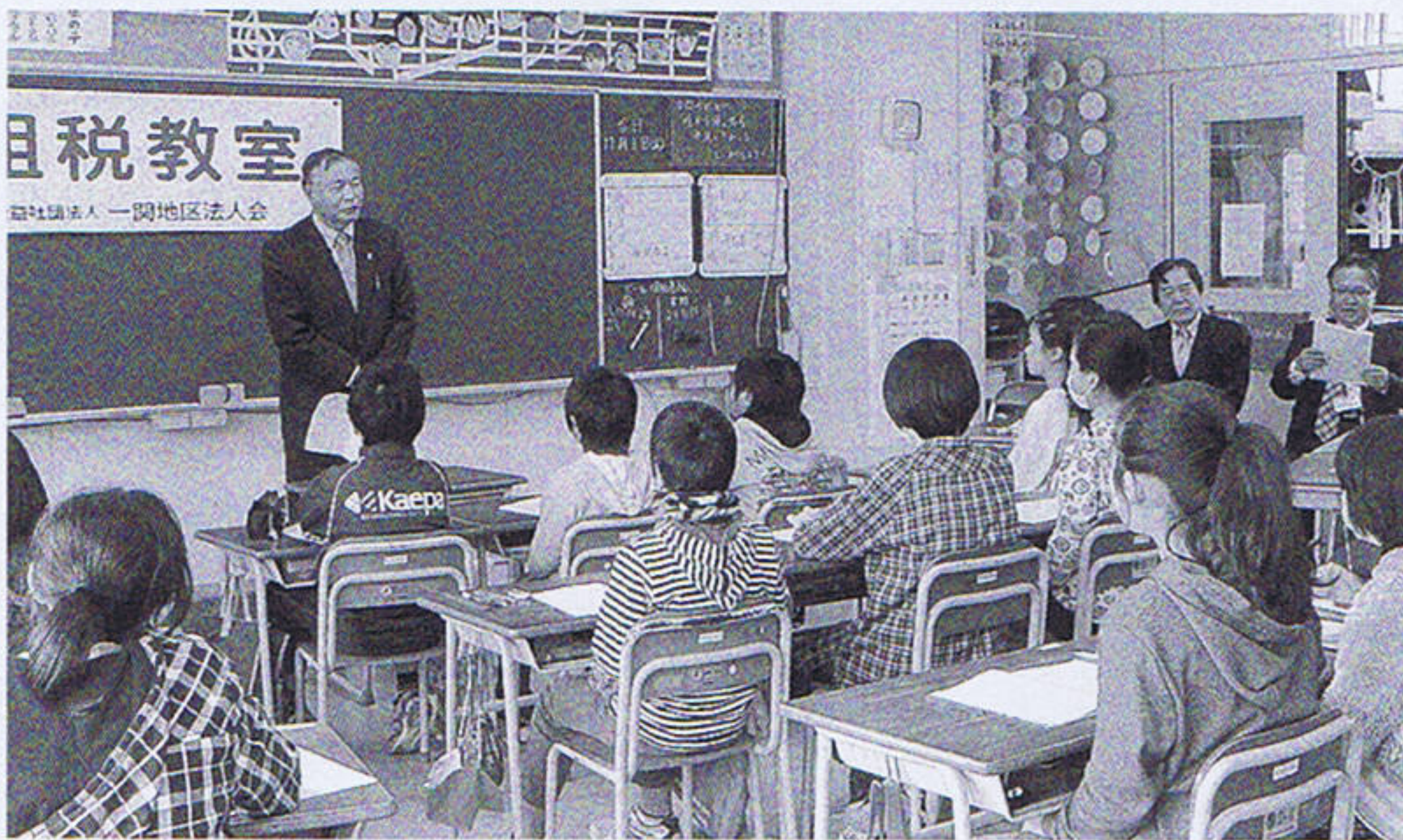


新会員紹介(平成25年1月~12月)どうぞよろしく!

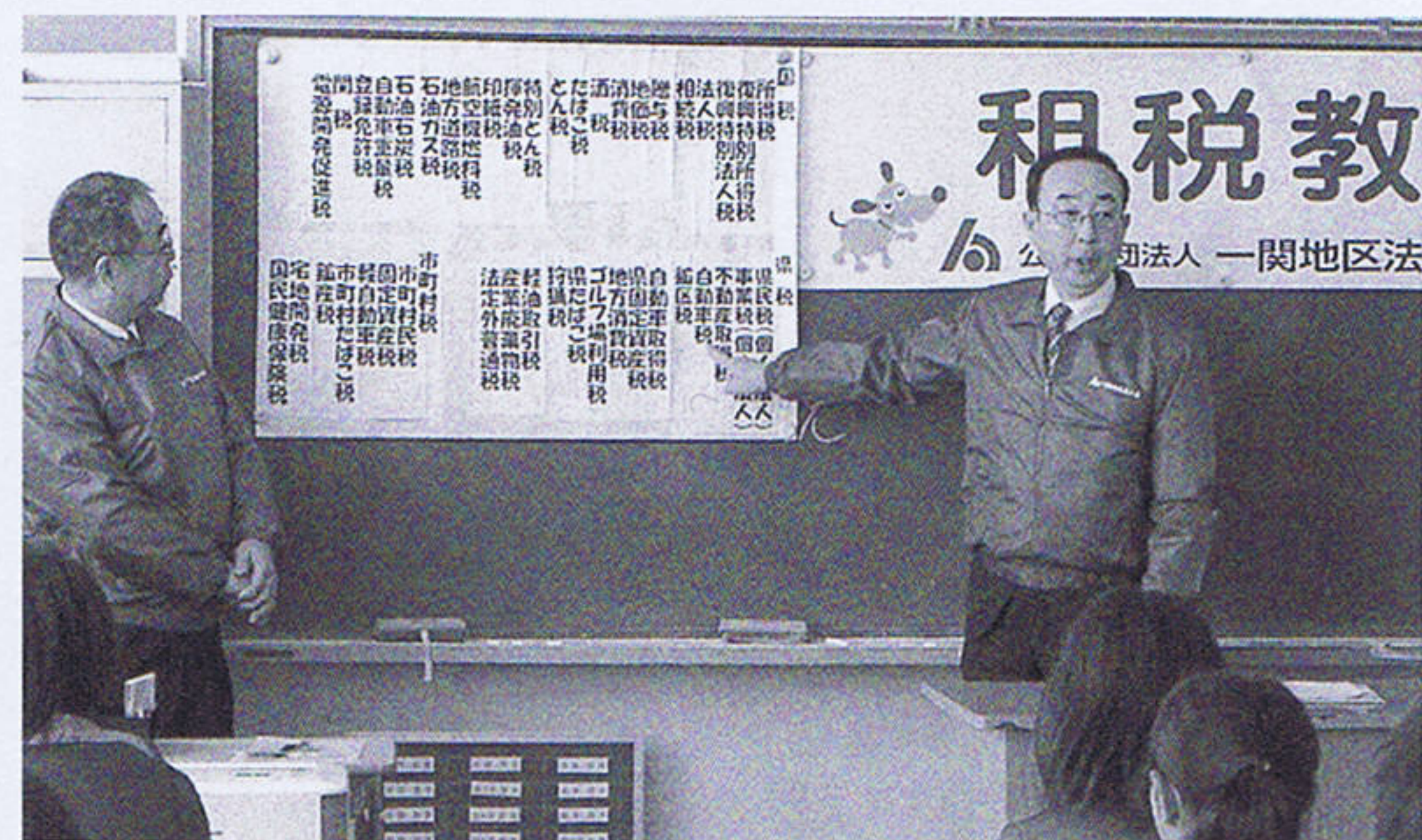
法人名	代表者名	住所	業種
(株)及川左官	及川 晃一	室根町津谷川	左官業
(株)フルーブ	小野 幹雄	川崎町薄衣	小売業
丸正運輸(株)	千葉 正三	花泉町油島	運送業
(株)L & Mホールディング	鈴木美津男	千厩町構井田	管理会社
アフラック代理店	鈴木 智義	一関市新大町	保険業
アフラック代理店	阿部ますみ	一関市赤荻	保険業
(有)富士電気	上田 博樹	千厩町摩王	電気工事業
(株)ちわく	千葉 祐紀	花泉町涌津	家具小売業
弁護士法人 リーガルスピリット	小原 恒之	一関市田村町	弁護士
一関コミュニティFM(株)	村上 耕一	一関市大町	放送業
皆川建築設計(株)	皆川 初雄	藤沢町藤沢字町裏	建築業
(有)ハッピーとまと	佐藤 幸三	東山町松川字六日町	農園
東山商業協同組合	岩渕 新助	東山町長坂字羽根堀	サービス業

法人会の租税教室

- 青年部会**
 - ・ 松川小学校 十一月七日(木)
 - ・ 永井小学校 一月二十日(月)
 - ・ 一関小学校 二月二十日(木)
- 女性部会**
 - ・ 平泉小学校 十二月十八日(水)
 - ・ 日形小学校 二月十九日(水)
- 一関支部**
 - ・ 中里小学校 十二月十六日(月)
- 千厩支部**
 - ・ 千厩小学校 十一月十三日(水)
- 川崎支部**
 - ・ 川崎小学校 十一月十九日(火)
- 室根支部**
 - ・ 室根東小学校 十一月一日(金)
- 藤沢支部 青年部会**
 - ・ 藤沢小学校 一月二十二日(水)



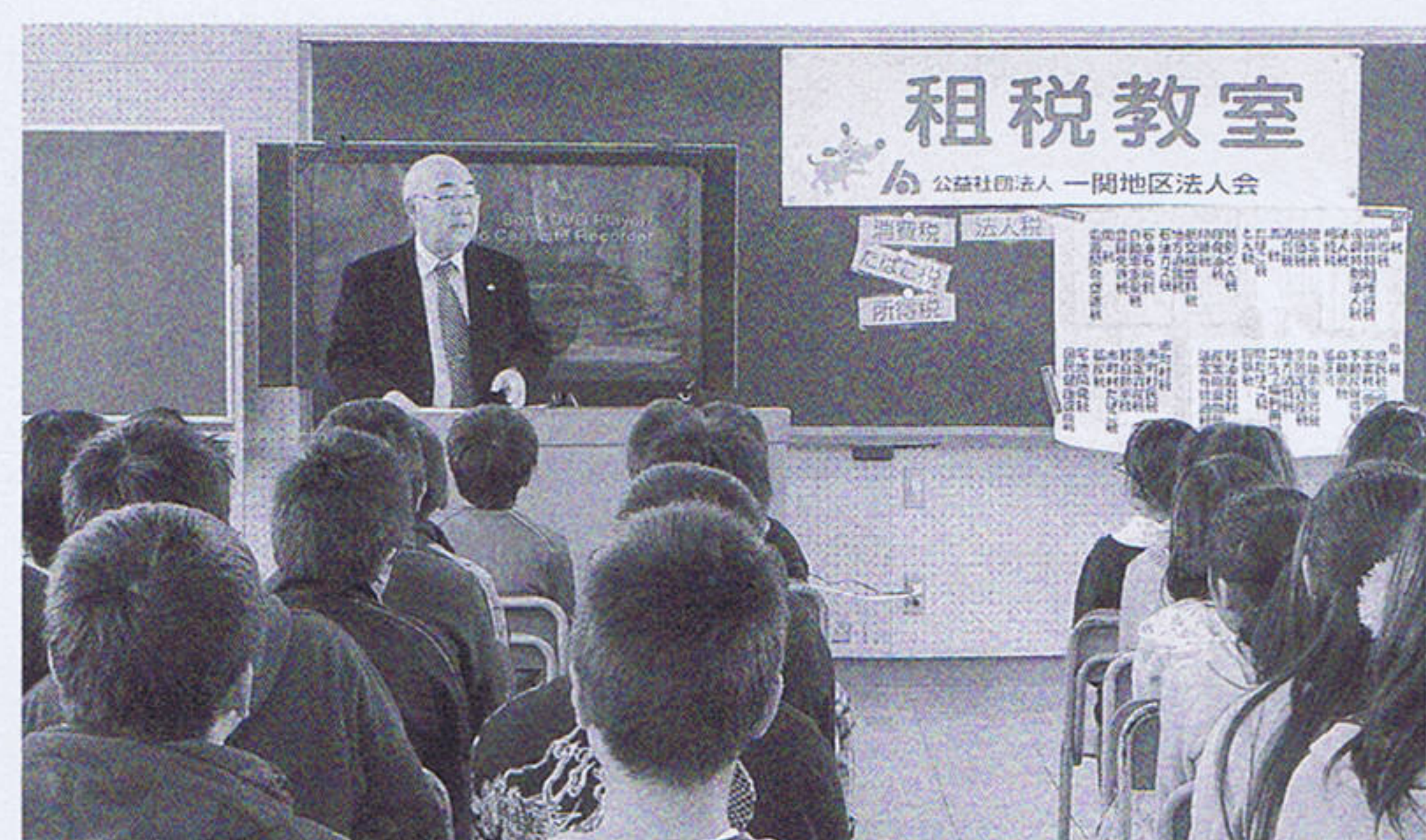
室根支部



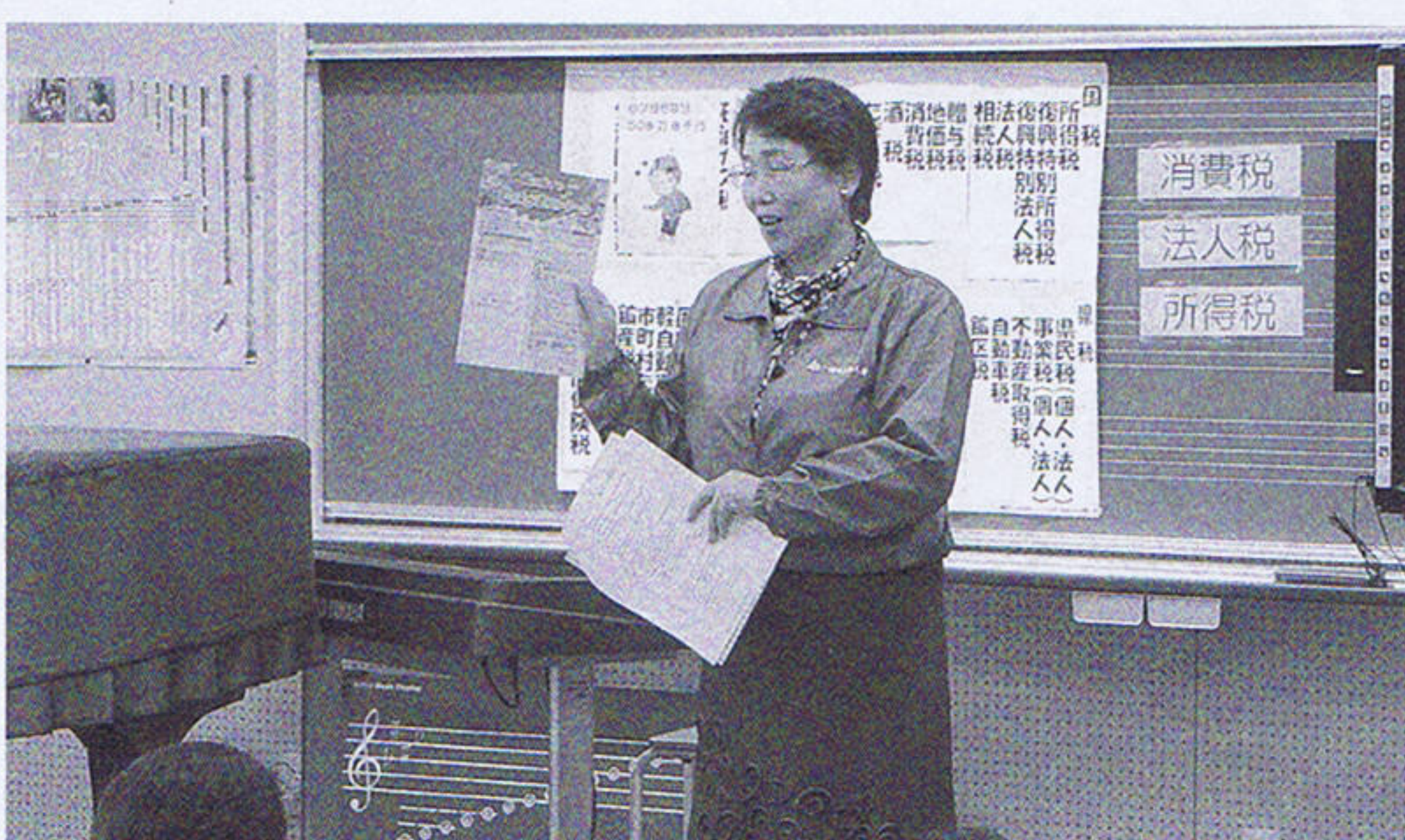
一関支部



青年部会



千厩支部



女性部会



川崎支部

各支部活動

◆一関支部

総会記念講演

平成二十五年五月十四日(火)

一関税務署長講話

第二十二回会員親睦旅行

平成二十五年十月二十三日(水)

山形県山寺、天童・銀山温泉

◆花泉支部

会員親睦ゴルフコンペ・交流会

平成二十五年十月二十九日(火)

南岩手カントリー・心酔

◆平泉支部

経営講習会・会員親睦ゴルフ大会

平成二十五年六月五日(水)

芭蕉館・みちのく古都カントリー

消費税転嫁対策講習会

平成二十五年十二月九日(月)

平泉商工会館

◆大東支部

会員親睦ゴルフ大会

平成二十五年六月十二日(水)

一関カントリークラブ

◆藤沢支部

総会記念講演

平成二十五年五月二十八日(火)

講師・岩手銀行藤沢支店長

◆川崎支部

敬老会・長寿番付表贈呈

平成二十五年九月十四日(土)

寿松苑・川崎体育センター

◆千厩支部

総会記念講演

平成二十五年五月二十四日(金)

講師・鈴木和博税理士

三団体合同視察研修

平成二十五年十一月二十二日(金)

二十三日(土)

トヨタ・宮城大衡工場、

山形市 七日町

商店街等視察



◆東山支部

唐梅館絵巻

平成二十五年十月六日(日)

唐梅館総合公園

第三十六回東山地域商工業懇談会

平成二十五年十一月二十七日(水)

げいびレストハウス

◆室根支部

合同視察研修

平成二十五年十一月二十四日(日)

二十五日(月)

福島県いわき市



青年部会

○社会貢献活動

平成二十五年七月十五日(月・祝)

復興支援チャレンジフットサルマッチ

〜ボールでつなぐ絆〜(ユードーム)

当青年部会が主催し、県内外の震

災被災地チームと地元チームから

十六チームが参加して熱い戦いが繰

り広げられた。



平成二十五年十一月六日(水)
租税教育用下敷きを一関教育委員
会と平泉町教育委員会へ寄贈し、管
内の小学校六年生全員に配布。
(三十八枚、一、一三九枚)

○公開講演会

平成二十五年十月二十二日(火)

会場 ベリーノホテル一関

講師に谷田貝孝一氏を迎え、「お

金もかけずに 物も売らずに儲ける

仕組み」と題して、人の繋がりが

商売の儲けにつながることを自身の

体験をもとにご紹介いただいた。

○第十八回研修の集い・釜石地区大会

平成二十五年九月六日(金)

会場 あえりあ遠野

参加者 一一三名(九名)

女性部会

○第十五回特別研修の集い・久慈大会

平成二十五年七月二十三日(火)

会場・久慈グランドホテル

参加者・一五八名(十八名)



○社会貢献活動

平成二十五年十月二日(水)

東日本大震災で被災し親を失った

子どもたちを支援する「いわての学

び希望基金」へ十万円を寄付した。

○税務署との交流事業

平成二十五年十一月七日(木)

夏井税務署長講話と、日渡法人統

括官に税制改正等の説明を受けた。